

検索エンジンサービスと忘れられる権利

Tor Search Engines and the Right to Anonymity

佐藤 一明*

Kazuaki Satou*

目 次

- 1 要旨
- 2 初めに
 - 2-1 裁判事例
 - 2-2 投稿記事削除仮処分保全異議申立事件さいたま地方裁判所
平成27年12月22日第3民事部決定
 - 2-3 平成28年7月12日 東京高裁決定の内容
 - 2-4 最高裁 平成28年（許）第45号
投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件
平成29年1月31日第三小法廷決定
- 3 判例評釈
- 4 英米法と大陸法の 考え方
- 5 表現の自由と忘れられる権利との対立
- 6 忘れられる権利の削除基準
- 7 将来の課題

[キーワード]

忘れられる権利 憲法21条表現の自由 検索エンジン

平成29年1月31日最高裁判所第三小法廷決定

英米法と大陸法 忘れられる権利の削除基準 削除基準の第3者委員会

1 要 旨

インターネットが世界中に普及して、瞬く間に世界中に情報が普及する時代になった。

東京新聞でも「インターネットが登場する以前は、情報を拡散させる役割はもっぱらマスメディアが担っていた。ただし、拡散といっても、新聞記事ならその購読者に、テレビ番組ならその視聴者にだいたい限られていた。

しかも、扱いの小さな記事ほど社会から早く忘れ去られる傾向にあったといえる。当事者らを除けば、ベタ記事などは、一般の読者の関心はもともと低く、記憶から日を置かずに消えていく。」⁽¹⁾

*日本経済大学経営学部経営学科

ある男性児童買春・ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕され、罰金五十万円の略式命令が確定した事件がその後大きな事件となった。

それから三年以上たっても名前と住所で検索すると逮捕時の記事が表示されていた。

だから、男性は更生を妨げられない利益を侵害していると削除を求めた事件である。

平成28年（許）第45号投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件で、平成29年1月31日第三小法廷決定は「男性の申し立てを認めたさいたま地裁決定は国内で初めて「忘れられる権利」を認定したが、同小法廷は言及しなかった。

この決定で仮処分の判断で同小法廷は検索結果の提供は、検索事業者の表現行為という側面を持つ、と指摘。必要な情報を探すのを助ける検索サイトには情報流通の基盤としての役割があるとした。その上で、表示される事実の性質や内容、具体的な被害の程度、記事の目的や意義などを検討し、表現の自由とプライバシーのどちらを優先して保護するか判断すべきだとした。

男性については逮捕容疑が社会的非難の対象とされる児童買春で、名前だけでなく居住地も入力しなければ検索結果が表示されないことも踏まえ、削除は認められないと結論づけた。⁽²⁾

その上で、削除を認めなかった東京高裁決定を支持した。

ただし、検索サイト側が取り消すかどうかの判断基準は示した。「(1)検索結果の提供が違法かどうかは、情報の公表する価値とプライバシー侵害を比較して判断する (2)プライバシー保護が明らかに優越する場合は削除を請求できる。

忘れられる権利」という言葉こそ用いなかったが、実質的にネットに拡散する不都合な情報を封じる、最低限の物差しは示した。⁽³⁾

2 初めに

インターネットの普及は情報伝達を根本的に変化させた。情報伝達の変化について、その特徴を端的に表現しているのは、次の中日新聞、東京新聞の表現である。

「インターネットが登場する以前は、情報を拡散させる役割はもっぱらマスメディアが担っていた。ただし、拡散といっても、新聞記事ならその購読者に、テレビ番組ならその視聴者にだいたい限られていた。

しかも、扱いの小さな記事ほど社会から早く忘れ去られる傾向にあったといえる。当事者らを除けば、ベタ記事などは、一般の読者の関心はもともと低く、記憶から日を置かずに消えていったのであろう。

拡散と検索の機能でネットの登場は、そのような情報のあり方を根底から覆した。主に二つの特性からである。

一つは拡散性である。興味のある情報であれば、受け取った人たちがコピーを繰り返す。そして、たちどころに一つの情報をバトンタッチしながら、途方もなく拡散させていく。

仮にかつては新聞の情報がまる一日かけて地球を回っていたとするならば、ネット情報は一分もあれば地球を一周してしまうこともある。

もう一つの顕著な特性は検索性である。かつては日付が分からない限り、記事を見つけ出すのはかなりの労力がいった。現代はグーグルやヤフーなどの検索サイトでキーワードを打ち込むだけで目的の情報が手にできる。

この二つの特性によって、情報収集が非常に便利になった。半面、困った事態も起きるようになった。虚偽情報が拡散されるようになったのだ。あるいは虚偽なのか真実なのか不明な情報もあふれ返るようになった。^{〔4〕}

迅速な情報の拡大とスピード、虚偽の情報によりプライバシーの権利の侵害が発生して、表現の自由との調整が問題になっているが「インターネット上の検索結果の削除を巡る裁判の決定で、プライバシー保護が表現の自由に「明らかに優越する場合は削除できるとした最高裁の初基準は、出版物のケースなどと比べて削除に厳しい条件を課した。膨大な情報を処理する検索機能の社会的役割を重視したといえる。^{〔5〕}

2-1 裁判事例

平成27年12月22日第3民事部決定 事案の概要

「本事案で検索エンジン事業者 Y（グーグル）を訴えた債権者（X）は、女子高生に対する児童買春の罪で三年余りに前に略式命令により罰金50万円の犯罪歴があった。本事案の X の氏名・住所で検索すると、検索結果のタイトルまたはニスペット部分に、X の逮捕歴が表示された。

X は、この検索結果の表示により、「更生を妨げられない利益」が侵害され、人格権に基づく検索結果の削除請求権により仮の地位を求める仮処分をさいたま地裁に対して求め、地裁はこれを認めた（原決定・さいたま地裁平成27年6月25日決定）。

そしてさいたま地裁が Y に対して削除を命じたところ、Y から保全異議がなされ、それに対して、さいたま地裁が原決定を認可したのが本決定である。^{〔6〕}

2-2 投稿記事削除仮処分保全異議申立事件さいたま地方裁判所

平成27年12月22日第3民事部決定

投稿記事削除仮処分保全異議申立事件さいたま地方裁判所の決定の骨子は次に示すように重要な4個の内容を決定した。

判決の決定の結論は「さいたま地裁が2015年12月、ある程度の期間が経過すれば犯罪を社会から忘れられる権利があると述べて検索結果の削除を命令。^{〔7〕}

仮処分決定骨子1

債権者には更生を妨げられない利益があると明示した。

「罪を犯した者が、有罪判決を受けた後、あるいは服役を終えた後、一市民として社会に復帰し、平穏な生活を送ること自体が、その者が犯罪を繰り返さずに更生することそのものなのである。更生の意義をこのように考えれば、犯罪を繰り返すことなく一定期間を経た者については、その逮捕歴の表示は、事件当初の犯罪報道とは異なり、更生を妨げられない利益を侵害するおそれが大きいといえる。^{〔8〕}

仮処分決定骨子2

インターネットの検索結果から個人情報の削除を求める忘れられる権利を根拠に司法が認めた国内で初めてである。

さいたま地裁の決定以前にも、検索の削除をめぐる判例で示したように東京地裁平成26年10月9日判決等検索結果の削除を命じた裁判例は複数あった。

ただ今回の判決との違いは、今までの判決では忘れられる権利について明確に言及したものはなかったのに対し、さいたま地裁の決定は、忘れられる権利を根拠として、検索結果の削除を命じた点が大きく異なっていた。さいたま地方裁判所決定は、日本の裁判所ではじめて忘れられる権利に明示的に言及したものとして注目されている。

仮処分決定骨子3

ネットに逮捕情報が表示されると、情報を抹消して平穏な生活を送ることが困難なことを考慮し、検索結果の削除の是非を判断すべきだとした。

小林裁判長は「決定、検索サイトに表示される逮捕報道について事件後の時間の経過や歴史的・社会的意義、当事者の影響力などを考慮し、逮捕歴を公表されない利益が上回る場合は、削除が認められるとの基準を示した。

その上で、今回の事件は歴史的・社会的な意義はない、男性は公職の立場にはない、罪は比較的軽微だったなどと認定した。

事件から3年経過後もネットに表示し続ける公益性は低いとし、男性が受けた不利益は回復困難で重大。平穏な社会生活が阻害される恐れがあると述べて削除を命じた。』⁹⁾

「現代のネット社会では誰もが被害者になりかねないが、個人への中傷やプライバシー侵害に多くの人が泣き寝入りする社会であっていいはずがない。ネット上のあらゆる権利侵害を速やかに特定し、いち早く救済手段を講じるような仕組みが求められている。

検索サイトが知る権利に貢献している側面は当然ながら尊重されるべきだ。安易に削除要請を認めれば、公人の不祥事や公益性のある情報まで消されかねない。権力の検閲強化につながりかねない。』¹⁰⁾

仮処分決定骨子4

「男性は逮捕歴が簡単に閲覧されるおそれがあり、その不利益は回復困難かつ重大 結局のところ、検索エンジンに対する検索結果の削除請求を認めるべきか否かは、検索エンジンの公的性質にも配慮する一方で、検索結果の表示により人格権を侵害されるとする者の実効的な権利救済の観点も勘案しながら、原決定理由説示のように諸般の事情を総合考量して、更生を妨げられない利益について受忍限度を超える権利侵害があるといえるかどうかによって判断すべきである。』¹¹⁾

2-3 平成28年7月12日 東京高裁決定の内容

東京高裁（杉原則彦裁判長）は過去の情報について「忘れられる権利」を認めた、さいたま地方裁判所の判決を明文がないことなどを理由にして覆した。

忘れられる権利については本質的には名誉毀損やプライバシー侵害にもとづく申し立てと変わらず

独立して判断する必要はない、とした。

「忘れられる権利については法律で定められたものではなく要件や効果が明確でないとした。忘れられる権利について高裁が言及するのは初めてとみられる。

杉原裁判長は決定で男性の逮捕歴は社会的に関心の高い行為で、5年程度が経過しても公共の利害に関わると判断。Googleが検索サイトで大きなシェアを占めることなどから削除すれば多くの人の表現の自由と知る権利を侵害すると述べた。⁽¹²⁾

東京高裁は、検索結果の表示を削除すると、多数の者の表現の自由及び知る権利を大きく侵害し得る」ことを指摘した。

そして、「本件犯行は、児童買春行為という、子の健全な育成等の観点から、その防止及び取締りの徹底について社会的関心の高い行為であり、特に女子の児童を養育する親にとって重大な関心事であることは明らかであって、本件犯行は真実であるし、本件検索結果の表示が公益目的でないことが明らかであるとはいえないから、名誉権の侵害に基づく差止請求は認められないと結論を出した。⁽¹³⁾

2-4 最高裁

平成28年（許）第45号

投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

平成29年1月31日第三小法廷決定

〔主 文〕

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

抗告代理人神田知宏の抗告理由について

1 記録によれば、本件の経緯は次のとおりである。

(1) 抗告人は、児童買春をしたとの被疑事実に基づき、平成26年法律第79号による改正前の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の容疑で平成23年11月に逮捕され、同年12月に同法違反の罪により罰金刑に処せられた。抗告人が上記容疑で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は逮捕当日に報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。

(2) 相手方は、利用者の求めに応じてインターネット上のウェブサイトを検索し、ウェブサイトを識別するための符号である URL を検索結果として当該利用者に提供することを業として行う者（以下「検索事業者」という。）である。

相手方から上記のとおり検索結果の提供を受ける利用者が、抗告人の居住する県の名称及び抗告人の氏名を条件として検索すると、当該利用者に対し、原々決定の引用する仮処分決定別紙検索結果一覧記載のウェブサイトにつき、URL 並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋（以下「URL 等情報」と総称する。）が提供されるが、この中には、本件事実等が書き込まれたウェブサイトの URL 等情報（以下「本件検索結果」という。）が含まれる。

2 本件は、原告人が、相手方に対し、人格権ないし人格的利益に基づき、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした事案である。

3(1) 「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである」注(最高裁昭和52年(オ)第323号同56年4月14日第三小法廷判決・民集35巻3号620頁、最高裁平成元年(オ)第1649号同6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁、最高裁平成13年(オ)第851号、同年(受)第837号同14年9月24日第三小法廷判決・裁判集民事207号243頁、最高裁平成12年(受)第1335号同15年3月14日第二小法廷判決・民集57巻3号229頁、最高裁平成14年(受)第1656号同15年9月12日第二小法廷判決・民集57巻8号973頁参照)。他方、検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるよう作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。

以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトの URL 等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該 URL 等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該 URL 等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、原告人は、本件検索結果に含まれる URL で識別されるウェブサイトに本件事実の全部又は一部を含む記事等が掲載されているとして本件検索結果の削除を求めているところ、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実、他人にみだりに知られたくない原告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。

また、本件検索結果は原告人の居住する県の名称及び原告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、抗告人が妻子と共に生活し、前記1(1)の罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。

4 抗告人の申立てを却下した原審の判断は、是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春 裁判官 木内道祥 裁判官 山崎敏充)⁽¹⁴⁾

3 判例評釈

インターネットの検索サイトに自身の逮捕歴などが表示される男性らが、グーグルやヤフーを相手取り、検索結果の削除を求めた5件の請求について、5人の裁判官全員一致の意見で削除を認めない判断が確定した。逮捕歴など公共性のある情報の削除に高いハードルを設ける結果となった。時間が経過した個人情報の削除を認める「忘れられる権利」を新たな権利として認めるかについては言及しなかった。

小法廷はまず「検索結果の提供は、事業者の表現行為の面がある」とし、削除請求の対象となることの初判断を示した。

「平成29年1月31日最高裁第3小法廷（岡部喜代子裁判長）で、原告の主張を退ける決定を出した。小法廷は、検索結果を提供する社会的な意義と、プライバシーに関する事実を公表されない利益を比較し、『公表されない利益が明らかに優越する場合には削除は認められる』⁽¹⁵⁾」

高裁決定では、忘れられる権利について、実体は名誉権やプライバシー権に基づく差し止め請求と同じで、独立して判断する必要はないとはっきり否定したのに対し、今回の最高裁決定ではそもそも言及自体はなかった。

これまで、日本でも海外でも、検索エンジンは、インターネット上にある情報を整理して提示するだけであるから、自ら表現を行っておらず、価値中立的な「導管」であり、表示結果に責任を負うものではないという主張が繰り返されてきました。

今回の最高裁決定では、次のように判示して、検索エンジン事業者は検索結果の表現主体であり、その表示結果について責任を負うとした。

この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。

『その上で、下記の各要素を組み入れて、表現の自由とプライバシー権を比較衡量した上で、後者が勝れば検索結果を削除するべきであるという判断を示しました。

表示された事実の性質・内容申立人の具体的な被害の程度申立人の社会的地位や影響力記事の目的・意義社会的状況、その事実を記載する必要性』⁽¹⁶⁾を判断基準とした。

「法律に明文根拠のない人権を判例で創設することについては、あくまで現状の法体系では把握しきれないものに留めるべきですから、すでにプライバシーや名誉毀損といった枠組みで捉えられるものに対しては慎重であるべきです。そして実際に「忘れられる権利」という概念で把握できるものは、結果プライバシーや名誉の保護といったものの裏返しであり、既存の概念で十分に対応できるものだと考えられます。新しい概念の土台となる社会の共通認識が蓄積されていない状態で、いたずらに導入を図っても、各人の理解がお互いに錯綜してしまい、結果的に混乱をきたすというデメリットのほうが大きいおそれがあります。

他方で、最高裁決定が示すように、検索エンジンであっても、何らかのアルゴリズムによって情報を再整理して提示しているわけですから、完全に価値中立的な立場であるというロジックを貫くのは困難でしょう。検索エンジン事業者であっても、特定の場合には表現主体として検索結果に対して責任を負うことは妥当である。」⁽¹⁷⁾

さいたま地方裁判所 平成27年12月22日第3民事部決定は「インターネット上さまざまな情報が残り続ける時代に対応する形で、司法が忘れられる権利の存在を示した点は意義がある。ただ、権利の中身はまだはっきりしていないのが現状である。犯罪歴を例にすれば、本人にとって知られたくない情報ほど、社会にとっては残しておくべきだという考え方もあり得るのではないか。また、元のサイトにあるデータの削除ではなく、検索結果の削除で問題は解決するのか。知る権利への影響も含め、さらなる議論が必要といえる。」⁽¹⁸⁾

4 英米法と大陸法の 考え方

忘れられる権利の背景には、EUと米国のプライバシー・データ保護に関する発想の違いや対立が存在する。

EUでは新しい権利の意識が生まれている中で、米国は表現の自由の大国では、真実をネット上に公表することを止めては、表現の自由を侵害するという考え方がある。

英米法の考え方は「英米法の国でも、アメリカは、元々大陸から脱出してきた人たちがつくった国ということもあり、公権力による規制を嫌うという伝統的な価値観が根強く、何よりも自由であることを重んじる国です。とりわけ、表現の自由は、アメリカ合衆国憲法修正1条で保障された、人権の一丁目一番地として、大変尊重されています。ですから、プライバシーを理由に、表現の自由を制限することには大変慎重ですし、基本的にどのように低劣な内容であっても表現すること自体は最大限認める方向です。「私は君の意見に賛成しないが、君がそれを言う権利は命を賭けても守ろう」という発想です。」⁽¹⁹⁾

「忘れられる権利はもともとヨーロッパで生まれた概念です。

欧州では検索結果によるプライバシー侵害に対する問題意識があり、4年間もの間、欧州委員会において議論をした結果、EUでは、2016年4月14日、欧州議会において「一般データ保護規則」(General Data Protection Regulation)が可決され、その17条で、「データ主体(本人)は自らに関する個人データを削除してもらふ権利を持ち、管理者は遅滞なく削除する義務を負う」と決めました。い

わゆる「忘れられる権利」が明文化されたわけです。]⁽²⁰⁾

世界で初めて忘れられる権利の判決は「2011年11月、フランス人の女性が過去に撮影したヌード写真が氏名とともにネット上で掲載されていたことについて、この女性は google に対して削除請求をしました。これに対し、欧州司法裁判所は女性の訴えを認めて google に対して削除命令を出しました」]⁽²¹⁾

その後スペインのある人物が、グーグルの検索結果に、「自己の不動産の競売に係る1998年の新聞記事が表示されていることについて、グーグル・スペインおよびグーグルなどに対して検索結果の非表示などを求めた事件について、欧州司法裁判所が2014年5月13日に、EU データ保護指令の解釈として、ウェブサイトの管理者の責任とは別に、グーグル自身の削除義務という責任を認定したものです（コンザレス事件）」]⁽²²⁾

「ヤフーやグーグルなどの検索エンジンサービス提供者に対して、私の名前で検索をかけると、過去の犯罪歴に関する結果が表示されてしまう。これを消して欲しいと本人が申し出た場合、管理者である検索サービスの提供者は、この条項に基づいて検索結果から当該表示と情報へのリンクを削除しなければならないということになる。」]⁽²³⁾

「このことにより、自分の過去の犯罪歴が yahoo や google の検索結果に掲載されている場合には、それらの事業者に対して検索結果から記事の表示と情報へのリンクを削除する義務を負うことになりました。以上が、忘れられる権利の発祥と発展の経緯です。」]⁽²⁴⁾

5 表現の自由と忘れられる権利との対立

表現の自由の見地からの考察

「国の干渉を受けずに自由に表現し、かつ情報を受け取る自由（知る権利）が保障されています。憲法二十一条一項は『集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する』と規定していますが、これは表現の自由とともに国民の知る権利を保障したものだと考えられています。表現行為は情報の受け手が存在して、はじめて意味を持つものですから、二十一条一項は情報が発表されてから受け手が受け取るまでその過程のすべてを国家権力による干渉から保護しているのです。

このように何かを表現したい、知りたいという欲求は、もっとも人間らしい、私たちの本質に関わるものなのです。「その人」らしさという意味では人間の尊厳に関わるものです。

さらに表現の自由、知る権利は私たちの政治にとって不可欠であり、民主政治にとって重大な意味を持ちます。

民主政治は一人ひとりの国民がその知り得た事実に基づいて判断した考えを、議論を通じて実現しようとするものです。国民が十分な議論をして何が正しいかをみんなでみつけようとしているときに、こう考えなければだめだと特定の考え方を押しつけられたのでは、民主政治は成り立ちません。]⁽²⁵⁾

ところが、忘れられる権利はこれらの表現の自由や知る権利を制限する性質を持つ。

今回の判例の事件は原告が罰金の刑を受けており、それを忘れられる権利を根拠にして一方的に検索結果に表示させないようにすることは、表現の自由を制限する危険性を潜ませてしまう可能性が

ある。

情報にアクセスできなくなる国民の知る権利も侵害してしまうおそれがある。このように、忘れられる権利を認めると、民主主義の根幹である重要な表現の自由や知る権利を制限することにつながる。「知る権利よりも忘れられる権利が勝り、名誉毀損やプライバシー侵害の裁判が次々に認められるようになれば、表現の自由、知る権利、民主主義の基本原理が根底から揺るいでしまう危険性がある。

忘れられる権利は権力者からの検閲に利用される危険がある。

情報社会における根幹的なインフラである検索エンジンが消せたり、追加されたりすることは、検索を利用して情報の操作が行われ、情報の中立性に危険がある。忘れられる権利は、大企業、時の権力者が自分にとって都合の悪い情報を表示させないようにすることができる武器になりうるということに配慮することが大切である。

外国の例であるが国家に悪影響を及ぼすネットの書き込みを削除された事例の紹介があった」⁽²⁶⁾

6 忘れられる権利の削除基準

忘れられる権利は、民主主義の根幹となる重要な権利である、表現の自由や知る権利と対立する権利である。これに飛びついてすぐに認めることには検討する諸問題が残されている。早急によく考えず、最新の権利であると思えば肯定すると、削除請求が大量に行われて表現の自由、知る権利が根幹から揺り動かされ、混乱状態になってしまい表現の自由の重みが失われてしまう危険性が裏に潜んでいることを認識しなければならない。

検索結果の中立性や信頼性が損なわれてしまったりするおそれもあるので、忘れられる権利を認めるとしても、充分慎重、さらに慎重に検討することが大切である。

明文上の見地からの考察

環境権、名誉権、プライバシー権も法律上の明文の根拠がない点では同じであり、明文の根拠がないことは、忘れられる権利を認めないことになる根拠になることはない。

いろいろな権利、例えば 環境権 知る権利、幸福追求権 などを判例上認めてきたようにポイントは明文の根拠がなくても環境権などと同じように憲法上認めるかどうか実質的な検討が必要になる。

東京高等裁判所は、事件から5年が経過しても逮捕歴の情報の公共性は失われておらず、検索結果を削除すると表現の自由や知る権利が侵害されると明示している。

安易に新しい権利を作って処理することではなく、また、検索結果の削除請求をするなら、既存のプライバシー侵害や名誉毀損といった人格権に基づく差し止め請求で対応できる。名誉毀損やプライバシー侵害は、これまでの蓄積があるので客観的基準で判断することができるが、忘れられる権利という新しい概念については判例が少なく、権力者の都合のよいように操作されてしまうおそれがある。

このようなことからすると、あえて忘れられる権利を今すぐ認める必要性はまだないと考える。

「最高裁第3小法廷（岡部喜代子裁判長）、は検索結果を提供する社会的な意義と、プライバシーに関する事実を公表されない利益を比較し、『公表されない利益が明らかに優越する場合には削除は認められる』⁽²⁷⁾」として、忘れられる権利と公表されない権利を比較検討して削除を認めるかどうか

を決定するとした。さらに判断基準として詳細な6個の削除基準を示した。

削除を認めるかどうかは、「(1)逮捕歴などプライバシーに関わる事実の性質と内容 (2)事実が伝わる範囲と具体的被害の程度 (3)当事者の社会的地位や影響力 (4)表示される記事などの目的や意義 (5)記事掲載時の社会的状況とその後の変化 (6)事実を記載する必要性の6項目を考慮要素として判断すべきだとした。

その上で、2011年に逮捕された男性のケースについて「容疑の児童買春は強い非難の対象で、今も公共の利害に関する事項だ」として削除を認めなかった。⁽²⁸⁾

「罪を犯した人も、それを償った後は私生活が尊重され、更生を妨げられないのは当然だ。ネットがこうした利益を侵害するようなことがあってはならない。

では、政治家や公務員など公人に関する情報はどうか。

情報セキュリティ大学院大の湯浅壘道教授は、決定を評価した上で「本人にとって知られたくない情報ほど、社会にとっては残しておくべきだという考え方もあり得るのではないかと指摘する。⁽²⁹⁾

表

次の3点を参考にして筆者が編集した

①調査と情報 — ISSUE BRIEF — NUMBER 854 (2015.3.10.) 国立国会図書館

調査及び立法考査局行政法務課 (今岡直子)

②忘れられる権利をめぐる論議の意義

情報管理 VOL. 【2055】 N4.4P271.285

石井夏生利

③Google 諮問委員会の見解

Google 諮問委員会の報告書の第4章で示される、削除リクエストの評価基準は、国立国会図書館 「忘れられる権利」をめぐる動向

調査と情報 — ISSUE BRIEF — NUMBER 854 (2015.3.10.) 国立国会図書館

調査及び立法考査局行政法務課 (今岡直子)

(出典) “The Advisory Council to Google on the Right to be Forgotten.” Google Drive <<https://drive.google.com/a/google.com/file/d/0B1UgZshetMd4cEI3SjlvV0hNbDA/view>>を基に筆者作成。

1	<p>自然人の名前等による検索結果であるか。個人名による検索結果が私生活の保護へ与える影響は大きいデータ主体の公的役割一般的に、個人は、次の3個のカテゴリーに分けることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 明確に公的役割を担う人物 (政治家、CEO、著名人、スポーツ選手、芸能人等) については、削除は肯定されにくい。 • 公的役割が認識できない人物については、削除が肯定されやすい。 • 限定的又は特定分野でのみ公的役割を担う人物については、情報の内容によって判断される。
2	<p>①データ主体は公人かデータ主体は、公的役割を果たしているか。公人であるか。公的役割を果たしているという基準は、公人という基準より広いものである。公的役割を果たしている場合には、情報へアクセスする公衆の利益がある。情報へのアクセスが正当化される公的役割又は公人の基準について、それぞれを明確に定義付けることは不可能であるとする。</p> <p>②公衆の利益があるとの判断へ傾く情報</p> <ul style="list-style-type: none"> • 政治的演説、市民の参加、又は統治に関する情報 • 宗教上又は哲学上の演説・公衆の健康又は消費者保護に関する情報 • 犯罪行為に関する情報 • 公衆の利益に関わる問題についての議論に寄与する情報 • 事実又は真実である情報 • 歴史的記録として不可欠な情報 • 科学的探究又は芸術表現として不可欠な情報

表 つ づ き

3	データ主体は、未成年であるか。未成年である場合には、削除が肯定されやすい。
4	①データは正確かデータが事実を照らして正確ではなく、かつ、そのデータが個人について不正確、不十分な又はミスリーディングな印象を与えるような場合には、削除が適切であると判断されやすい。 ②データの正確性が争われている間は、データ保護機関は介入しないという選択もできる。 ③情報の出所 (source) 情報源と公表の動機について考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> 報道基準やベストプラクティスに沿った報道目的により公表された場合は、公衆の強い利益が認められる。 認知されたブロガーや評判の良い個人作家により公表された場合は、公衆の利益が認められる傾向にある。 データ主体自ら又はデータ主体の同意に基づき公表された場合は、データ主体自らが、直接的に当該情報が掲載された元のウェブページを削除できることが多い。
5	①ヘイトスピーチ・中傷・名誉毀損・侮辱を構成する情報へのリンクであるか。 ②個人的意見であるか、検証された事実であるか。関連性の判断は、データの公表時からの経過時間に大きく依存する。 ③データ主体の職務に必要な以上に密接に関係するものかどうか、データ主体は当該時点においても同じ職務に就いているかも考慮する。④データ保護機関は、データ主体に対して、警察や裁判所による措置も案内する。
6	データは最新のものであるか。データの取扱い (processing) に必要な期間を過ぎてアクセスされる状態にあるか。必要な期間を過ぎてアクセスされる状態にあるような情報は、削除が肯定されやすい。
7	データの取扱い (processing) に必要な期間を過ぎてアクセスされる状態にあるか。必要な期間を過ぎてアクセスされる状態にあるような情報は、削除が肯定されやすい。 データの取扱いが、データ主体に対して不利益を生じさせるか。データ主体のプライバシーに不均衡に悪い不利益の存在の立証は要件ではない (裁定も明記している。) が、存在が証明されれば、より削除が肯定されやすい。また、不均衡の例としては、公的な議論の対象となり得ないような影響を与えるか。ささいな軽罪の事実等がある。
8	データの取り扱いがデータ主体に不利益を及ぼすか データ主体のプライバシーに不均衡に悪い不利益の存在の立証は要件ではない (裁定も明記している。) が、存在が証明されれば、より削除が肯定されやすい。また、不均衡の例としては、公的な議論の対象となり得ないような影響を与えるか。ささいな軽罪の事実等がある。
9	データ主体を危険にさらすような情報へのリンクであるか。「なりすまし」や「ストーカー行為」の危険を生むような情報の場合には削除が適切であると判断されやすい。
10	公開された情報の状況 (a)データ主体が自ら公表したか。(b)公表を予定していた、又は公表について合理的に知り得たか。当初は合意していたが、後にそれを撤回した場合は、その撤回の時点で公表を止めるべきであり、一般的には、検索結果からの削除が肯定される。
11	報道目的により公表されたか。公衆への情報提供を職業とする者による公表の場合は、この基準の重要性が増す。もっとも、この基準単独で十分な判断ができるわけではない。
12	データの公表者が、個人データを公にする法的権限又は法的義務を有している場合は、削除が肯定されにくい。
13	データは、犯罪に関するものであるか。犯罪が軽く、時が経過している場合は、検索結果からの削除が肯定されやすい。犯罪が重罪で、直近に生じた場合は、削除が肯定されにくい。
14	時の経過 <ul style="list-style-type: none"> 犯罪事実は、時が経過しても依然、公衆の利益が継続する場合もある (詐欺行為、性的犯罪など)。 公的役割を担う人物については、時が経過しても、公衆の利益はある。 データ主体の子どもの頃に関する情報は削除される傾向にある。

7 将来の課題

忘れられる権利を認めるとしても、具体的にどのようなケースでどの程度認めるのかなど、十分に判例の積み重ね、議論を尽くした上で、表現の自由や知る権利を不当に侵害しないように充分配慮した内容の判例を築きあげて法文の道に進むのが妥当である。

また『専門家からは、インターネット基本法の制定や公正取引委員会のような独立機関を設ける案が出ている』⁽³⁰⁾

「ネット情報が国境にとらわれない以上、その規制に関しても国際的な動きは無視できない。日本でも同様の権利の必要性を含め、ネットの在り方について使用者である国民全体で議論を深める必要がある。」⁽³¹⁾

参考文献

- (1) 東京新聞 2017年2月2日社説
- (2) 産経新聞 2017年2月2日
- (3) 東京新聞 2017年2月2日社説 中日新聞 2017年2月2日
- (4) 中日新聞 2017年2月2日 東京新聞 2017年2月2日社説
- (5) 中日新聞 2017年2月2日
- (6) さいたま 地裁平成27年12月22日決定・判例時報2282号78頁
- (7) <http://www.courts.go.jp/app/files/h>
- (8) さいたま 地裁平成27年12月22日決定・判例時報2282号78頁
- (9) 毎日新聞 2015年07月02日
- (10) 琉球新報 社説 2016年3月2日配信忘れられる権利
民間主導で基準 確立急げ
- (11) さいたま 地裁平成27年12月22日決定・判例時報2282号78頁
- (12) 日本経済新聞 2016年7月13日
- (13) 「忘れられる権利日本でも真剣に考える時」宮下紘 WEBRONZA
webronza.asahi.com/national/articles/2016081000003.html
- (14) <http://digital.asahi.com/articles/ASK2141J0K21UTIL00P.html>
http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/482/086482_hanrei.pdf
原審 裁判所名 東京高等裁判所 平成28年7月12日
投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告
事件平成29年1月31日 第三小法廷決定
- (15) <http://www.courts.go.jp/app/files/h>
- (16) 最高裁第三小法廷平成29年1月31日決定
- (17) 田上嘉一弁護士/BUSINESS LAWYERS 編集長
bylines.news.yahoo.co.jp/.../20170202-00067252/
- (18) 田上嘉一弁護士/BUSINESS LAWYERS 編集長
bylines.news.yahoo.co.jp/.../20170202-00067252/
- (19) 田上嘉一弁護士/BUSINESS LAWYERS 編集長
bylines.news.yahoo.co.jp/.../20170202-00067252/
- (20) 田上嘉一弁護士/BUSINESS LAWYERS 編集長
bylines.news.yahoo.co.jp/.../20170202-00067252/
- (21) 欧州「忘れられる権利」判決の行方 | 小林恭子 ハフィントンポスト
www.huffingtonpost.jp/ginko/cjeu_b_7299440.html

- (22) 今岡直子「『忘れられる権利』をめぐる動向」『調査と研究－国立国会図書館』854号（2015年3月10日号）
- (23) bylines.news.yahoo.co.jp/ /20160714-00059958/
- (24) www.fuhyo-bengoshicafe.com/bengoshicafe-11949.html
- (25) 第12回〈「表現の自由」はなぜ大事?〉－法学館憲法研究所
www.jicl.jp/chuukou/backnumber/12.html
- (26) 朝日新聞 2017年2月5日
- (27) 平成28年（許）第45号投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件
- (28) 毎日新聞 2017年2月1日
- (29) 南日本新聞 社説 2016年3月13日
[忘れられる権利]「知る権利」との均衡を
- (30) 南日本新聞 社説 2016年3月13日
[忘れられる権利]「知る権利」との均衡を
- (31) 中日新聞 2017年2月2日
- (32) 参考文献
『判例時報』 判例時報社 2282号
『判例時報』 判例時報社 2264号